



まん延防止等重点措置区域の拡大に伴う保育所等の対応について

1月14日（金）から新型コロナウイルス感染症対策に係るまん延防止等重点措置適用が広島県内全域に拡大されました。

こうした中、呉市において児童への感染が急増しており、感染拡大防止のため、市内の保育所等については、ご家庭での保育が可能な保護者に対し、利用自粛の協力を依頼することとします。

1 期間

令和4年1月18日（火）～1月31日（月）

※今後の状況により期間を延長する場合があります。

2 保育所等（保育所，認定こども園，地域型保育事業）の開所について

(1) 保育所等は、感染防止対策を徹底した上で開所を継続する。

(2) ただし、ご家庭で安全に過ごすことが可能な場合には、利用自粛に協力していただくようお願いする。

(3) 保育料については、日割りにより減免する。

(4) 各保育施設等を通じて全ての保護者に周知するとともに、呉市ホームページ等にも掲載する。

3 他市の状況

福山市は対応済み（令和4年1月15日（土）～1月31日（月））

広島市・東広島市は対応予定なし

※利用自粛は、令和2年4月に国の緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことを受けて行った対応と同様である。

（令和2年4月20日～5月6日，5月11日～5月31日）